

西尾市個別外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について原案賛成討論

私は、議案第 64 号 西尾市外部監査契約に基づく監査に関する条例の制定について、原案賛成の立場で討論いたします。

本案は、地方自治法第 252 条第 3 項に規定する個別外部監査契約に基づく監査に関し、必要な事項を定めるものであります。特に、本市においては、公共施設再配置第 1 次プロジェクトについて、第 2 条第 3 項を用いて、市長が監査委員の監査に代えて個別外部監査に基づく監査を求めることができることを規定しています。

以下、質疑と答弁をまとめながら、この外部監査が実際にどのように行われるのかを整理します。

- 1) どういった内容を監査するのかに答え、市が行う義務として第 2 条第 3 項を適用するとのことでありました。
- 2) その程度、頻度については、年に 1 回の報告と随時、サービス対価を支払う時に行うとのことでした。しかしそれでは、事業の「事後」になってしまい、ものの役には立たない点を指摘すると、現在進行形でやっていく、また、年 4 回に区切って監視結果をまとめるので、それを監査してもらうとの答弁の修正がありました。
- 3) 設計や運用については、その都度の選任かどうかについての問いには、建築士が参加するのは、おおむね 5 年との答えでした。
- 4) また、設計のモニタリング、多くの建築のモニタリングも行うことになれば、何人も人間が必要ではないかの問いについては、市が図面の確認を行い、外部監査人に意見をきく。建築については、中間確認となるので、その時には立ち入り検査ができるとのことでした。
- 5) 人選については、監査人個人との契約で、補助人を選任するとのことあります。

以上からすると、市がこれまで説明してきた内容と異なる部分が多々あります。

市は、P F I 事業の当初からずっと、建築士、公認会計士、弁護士等、複数の専門家に依頼して、S P C の事業内容をモニタリングすると言い、このモニタリングを行うことによって、トラブルは防げると断言してきたわけです。市は、モニタリングでは直接の改善指示、指導が可能であるかのように説明してきました。

しかし、監査制度はモニタリングとは違います。私は、当該外部監査制度は市が行ったチェックの内容を監査するものでしかないとの認識です。しかし、市長が、この外部監査をもって、西尾市方式のモニタリングとするとのことですので、内容は、極めて不十分ではありますが、やむを得ず、本条例の制定に賛同し、その実行を求めるものです。成立した条例に基づく監査（モニタリング）では、監査人は複数の有資格者であるべきですし、現在進行形で監視していただかなければなりません。

また、私は、外部モニタリングへの協力義務等が契約書に記載されていない点を指摘し、懸念してきました。契約書にないのですから、SPCがこれを拒めばモニタリングも監査もできないのです。

この点について、市のこの度の説明では、SLAとKPIというサービス向上や効果に関する指標を定め、それに伴うものとして別途、契約を結ぶと断言していますので、その経過をみることにいたします。ただし、モニタリングといい、サービス効果の指標というならば、その内容は公開が前提であり、原則であるべきです。公開してこそ、サービスが確かに向上したか、利便性が増したかを、市民が評価できるものと考えます。

ところで、市長は、この外部監査事業をいかに安価に収めるかに腐心していますが、それは間違いです。監視する目を持った専門職はそうはいませんし、それなりの対価なしには受任してくれないことを認識するべきです。単なる机上の監査人では務まりません。全国でも初の試みとなるわけですから、経験豊富な人材を投入して当初の目的を達し、市長としての責任を全うするよう求めて、本条例に賛成の討論といたします。